



関市オリジナル

関市流域治水協議会設立！

～ 私たちのまちは、私たちでまもる ～

平成30年7月豪雨等による津保川沿川での浸水被害や、気候変動により全国的に頻発している激甚災害の発生を受け、市での個別具体的な流域治水の施策を主体的に検討することを目的に、関市オリジナルの「流域治水協議会」を設置し、第1回協議会を開催します。

【日時】 令和6年7月30日(火) 10時より

【会場】 関市役所6階 6-4会議室

流域治水について

■流域治水ってなに？

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

流域治水協議会は、この関係者により組織されるもので、全国の一級水系や二級水系で、管理者である国や県が主体となって設置されていますが、関市においても独自の取り組みを行います。

■関市流域治水の施策案

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- ◇河道掘削(浚渫)や河川・排水路等の整備
- ◇雨水貯留浸透施設設置
- ◇田んぼダムの利活用



②被害対象を減少させるための対策

- ◇立地適正化計画の策定(見直し)

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ◇内水ハザードマップの作成

■関市流域治水協議会での実施事項

- ①市としての具体的対策手法の立案
- ②進捗状況の確認、対策の実施状況のフォローアップ
- ③木曾川水系流域治水協議会との連携
- ④その他、流域治水に関して必要な事項

■協議会構成員

- 協議会委員
庁内関係部課長
- オブザーバー
木曾川上流河川事務所、美濃土木事務所、中濃農林事務所

〈本リリースに関する報道関係の方からのお問い合わせ先〉

関市役所北庁舎4階 基盤整備部土木課治水対策室 担当: 桜井、山中、瀧下

TEL: 0575-29-3203 FAX: 0575-23-7746 E-mail: doboku@city.seki.lg.jp